



はるひ野町内会

防犯部会

2014年12月10日

落書きは、犯罪です!

最近「よこみねトンネル」内で、落書きが発生しています。落書きは器物損壊罪や軽犯罪法により刑罰の対象になります。

こんな状況を見たらすぐ110番通報を!

- 目の前で落書きをしている!
- これから落書きをしようとしている!
- 落書きをして逃げて行った!



なお緊急時以外は下記の麻生警察署へ連絡をしてください
麻生警察署 044-951-0110

